

### 村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市過疎地域持続的発展計画（案）		
意見募集期間	自：令和3年7月1日 至：令和3年7月16日	担当課局	企画財政課
案件の概要	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、本市における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に向け、村上市過疎地域持続的発展計画（案）を作成しました。</p> <p>つきましては、計画の策定にあたり、広く意見を聴取するため、パブリックコメントを実施するものです。</p>		
案件の趣旨、目的及び背景	<p>本市はこれまで、「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年度～令和2年度）」に基づき、村上市過疎地域自立促進計画を策定し、各種の過疎対策事業を進めてきましたが、法律の期限満了に伴い計画期間を終了しました。</p> <p>令和3年4月1日付けで「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年度～令和12年度、「新法」という）」が施行されたことに伴い、村上市過疎地域持続的発展計画を新たに作成し、引き続き過疎対策を講じていくものです。</p> <p>なお、計画期間については、新法の対象期間10年間（令和3年度～令和12年度）のうち、前期5年間（令和3年度～令和7年度）、後期5年間（令和8年度～令和12年度）に分け、今回は前期計画を策定するものです。</p>		
今後の予定	<p>7月 パブリックコメント、県協議</p> <p>8月 計画（案）の最終調整</p> <p>9月 市議会へ議案上程、議決後に公表及び国へ報告</p>		
備 考	<p>意見募集期間を短縮する理由は以下のとおりです。</p> <p>本計画については、国の方針を踏まえ、9月定例会への議案上程及び議決に向けて策定作業を進めているところですが、計画策定にあたっては、法律の規定上、あらかじめ県への協議を行い、同意を得る必要があります。</p> <p>意見募集期間を原則どおり概ね3週間設けた場合、パブリックコメントや県協議の結果を踏まえた最終調整に想定以上の時間を要することで、9月定例会へ議案を上程することができず、その結果、過疎対策事業債をはじめとした国からの財政措置を有効活用することができなくなるおそれがあり、市財政運営に大きな影響を与えかねないと考えられます。</p> <p>以上のことから、意見募集期間を短縮するものです。</p>		